



概 要 版

第2期 寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）

（令和2年度～令和6年度）

令和2年3月



寒川町

計画の概要

●計画策定の趣旨●

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育て家庭を、社会全体で支援していくことが求められています。

国では、平成24年に、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指し、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本町では、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「寒川町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、町の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な事業を推進してきました。

この間、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施や幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、町では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

●計画の位置づけ●

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めるものです。

なお、本計画は、第1期計画に引き続き「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を包含するとともに、平成31年度（令和元年度）から実施している「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画としての内容も包含して策定することとします。

また、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子どもの貧困対策についての市町村計画としての内容も包含することとします。

●計画の期間●

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年です。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期子ども・子育て支援事業計画									
					第2期子ども・子育て支援事業計画				

計画の基本的な考え方

●基本理念●

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

この基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の策定時から、町が子ども・子育て支援に取り組むにあたっての一貫した姿勢です。

子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。

近年、子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増していることや、それに伴って児童虐待の未然防止や早期発見に資する取り組みがさらに求められていることを考えると、地域社会全体で子どもを見守り、子育てを支援することが、ますます重要になっています。

こうした状況を踏まえ、本計画においてもこの基本理念を継承し、まち全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き取り組んでまいります。

●基本的な視点●

子どもへの支援

- ▶子育て支援施策は、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮して取り組む必要があります。
- ▶豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが重要です。

社会全体による子育て支援

- ▶子育て支援施策は、国や地方公共団体だけでなく家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で協力して取り組むべき課題となっていることから、様々な担い手の協働の下に事業を進めていくことが必要です。
- ▶町で子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体、民間事業者等、様々な地域の社会資源を活用することが重要です。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための支援

- ▶妊娠期から様々な相談に応じて切れ目ない支援を提供するとともに、町だけでなく企業を含めた関係者の連携のもと、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に努めることが重要です。
- ▶子育て支援施策を安心して利用できるようサービス提供量の適切な確保と質の向上に努めることが重要です。

施策の推進

●基本目標1 子育て家庭の支援●

▷施策の基本的方向1 地域での子育て家庭の支援

1	児童クラブ運営事業	13	子育て支援プログラム実施事業
2	保育所運営事業(通常保育事業)	14	子育て支援相談事業
3	延長保育事業	15	利用者支援事業(基本型)
4	一時預かり事業(幼稚園型)	16	育児相談事業
5	一時保育事業(幼稚園型を除く)	17	利用者支援事業(特定型)
6	子育て支援センター事業	18	平和推進事業
7	ファミリー・サポート・センター事業	19	寒川総合体育館運営管理事業
8	民生委員児童委員活動事業	20	青少年育成事業
9	(仮称)健康福祉総合センター検討・建設事業	21	子ども情報紙発行
10	日中一時支援事業	22	町営プール運営管理事業
11	養育支援訪問事業	23	学校開放事業
12	地域子育て環境づくり支援事業	24	公民館講座開催事業

▷施策の基本的方向2 仕事と子育ての両立

25	男女共同参画推進事業	26	ハローワーク求人情報の提供
----	------------	----	---------------

▷施策の基本的方向3 子育て家庭への経済的支援の充実

27	奨学金制度推進事業	32	出産育児一時金の支給
28	就学援助等事業(小学校・中学校)	33	幼児教育・保育の無償化事業
29	児童手当	34	生活保護制度
30	小児医療費助成事業	35	生活困窮者自立相談支援事業
31	小児慢性特定疾病医療費助成		

●基本目標2 母子の健康の確保と増進●

▷施策の基本的方向1 母と子の健康づくり

36	利用者支援事業(母子保健型)	42	食育教室
37	母子健康教育事業	43	学校給食の充実
38	母子健康相談事業	44	思春期の保健対策の強化
39	母子健康診査事業	45	特定不妊治療費補助事業
40	母子訪問指導事業	46	不育症治療費補助事業
41	乳児家庭全戸訪問事業		

▷施策の基本的方向2 保健医療の充実

47	初期救急医療確保対策事業	48	母子予防接種事業
----	--------------	----	----------

●基本目標3 教育環境の整備●

▷施策の基本的方向1 学校教育の充実

49	「生きる力」の育成事業(小学校・中学校)	51	教育相談事業
50	教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)	52	教職員の資質向上事業

▷施策の基本的方向2 幼児教育の充実

53	子ども読書ふれあい事業	54	子育て支援センター事業(6再掲)
----	-------------	----	------------------

▷施策の基本的方向3 家庭や地域の教育力の向上

55	公民館講座開催事業(24 再掲)	57	さむかわゆうゆう学園事業
56	青少年指導員活動事業		

●基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備●

▷施策の基本的方向1 バリアフリーのまちづくり

58	公共施設バリアフリー化の情報提供	60	JR相模線倉見駅バリアフリー整備事業
59	道路歩道等整備事業		

▷施策の基本的方向2 安全・安心まちづくり

61	住環境整備推進事業	67	防犯灯整備事業
62	公共交通充実促進事業	68	薬物乱用防止啓発事業
63	安全・安心パトロール活動の推進	69	教育相談事業(51 再掲)
64	交通安全活動事業	70	子育て支援相談事業(14 再掲)
65	子どもを守るための活動の推進	71	犯罪被害者等見舞金支給事業
66	防犯対策推進事業(小学校)		

▷施策の基本的方向3 家庭や地域の教育力の向上

72	ふれあい塾運営事業	75	公園整備等事業
73	新・放課後子ども総合プラン推進事業	76	児童遊び場の整備
74	子育て支援センター事業(6再掲)	77	広場等の整備

●基本目標5 要支援家庭への取組●

▷施策の基本的方向1 児童虐待の防止

78	児童虐待防止のネットワーク事業	80	養育支援訪問事業(11 再掲)
79	子育て支援センター事業(6再掲)	81	子育て支援相談事業(14 再掲)

▷施策の基本的方向2 ひとり親家庭への支援

82	児童扶養手当	85	ファミリー・サポート・センター事業(7再掲)
83	ひとり親家庭等医療費助成事業	86	母子父子家庭支援相談会
84	各種制度・講座等の情報提供		

▷施策の基本的方向3 障がい児施策の充実

87	重度障害者等医療費助成事業	92	児童発達支援事業
88	障害児福祉手当	93	特別支援教育推進事業(小学校・中学校)
89	特別児童扶養手当	94	特別支援学級へのタブレット端末の配置
90	子育て支援相談事業(14 再掲)	95	インクルーシブ教育の推進
91	母子健康診査事業(39 再掲)		

児童数の見込み

0～11の児童数は、おおむね減少傾向で推移することが予測され、計画期間の令和2年から令和6年にかけて257人の減少が見込まれます。

このため、6ページ以降のいくつかの事業では、量の見込みにおいて令和2年度よりも令和6年度のほうが少なくなっています。

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	348	342	339	335	331
1～2歳	742	727	744	735	728
3～5歳	1,237	1,220	1,142	1,132	1,112
6～8歳	1,297	1,285	1,291	1,262	1,245
9～11歳	1,338	1,318	1,316	1,301	1,289
合計	4,962	4,892	4,832	4,765	4,705

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

●認定区分●

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付するしくみとなっており、認定は次の1～3号の区分で行われます。

区 分	対象者
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前児童（保育の必要性なし）
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童（保育を必要とする子ども）
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童（保育を必要とする子ども）

●量の見込みと確保の内容●

計画初年度及び計画最終年度の量の見込みと確保の内容は次のとおりです。

単位：人

令和2年度	㊦ 量の 見込み	確保の内容						㊦－㊦
		幼稚園	認可 保育所	認定 こども園	地域型 保育事業	家庭的 保育事業	㊦計	
1号認定	560	556		82			638	78
2号認定	670	193	378	110			681	11
3号認定(0歳)	40		60	6	3	1	70	30
3号認定(1・2歳)	250		192	14	16	4	226	▲24
合計	1,520	749	630	212	19	5	1,615	95



令和6年度	㊦ 量の 見込み	確保の内容						㊦－㊦
		幼稚園	認可 保育所	認定 こども園	地域型 保育事業	家庭的 保育事業	㊦計	
1号認定	511	556		82			638	127
2号認定	609	193	378	110			681	72
3号認定(0歳)	50		41	6	3	1	51	1
3号認定(1・2歳)	245		211	14	16	4	245	0
合計	1,415	749	630	212	19	5	1,615	200

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、本町では次の事業を実施します。

事業	項目	単位	令和2年度		令和6年度
利用者支援事業	量の見込み	か所	3		3
	確保の内容		3		3
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	回(延)	9,430		9,670
	確保の内容		9,430		9,670
妊婦健康診査事業	量の見込み	回(延)	4,072		3,873
	確保の内容		4,072		3,873
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み	件	331		314
	確保の内容		331		314
養育支援訪問事業	量の見込み	人	13		13
	確保の内容		13		13
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	量の見込み	人(延)	970		940
	確保の内容		970		940
一時預かり事業 (幼稚園在園児)	量の見込み	人(延)	12,600		12,600
	確保の内容		12,600		12,600
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み	人(延)	1,470		1,420
	確保の内容		1,470		1,420
延長保育事業	量の見込み	人(延)	350		330
	確保の内容		350		330
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	量の見込み	人	285		315
	確保の内容		230		315

第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画(案)

発行：寒川町 子育て支援課
 発行年月日：令和2年3月(予定)
 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165
 TEL：(0467) 74-1111 FAX：(0467) 74-5613
 ホームページ：<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

